

# 県民環境林だより

～分収造林契約を  
結んでいる皆様へ～

第13号  
令和4年3月発行  
青森県農林水産部林政課

## 相続登記等に関する法律が改正になりました

近年、所有者不明の森林が増加し、管理や取引など様々な面で障害となっています。県民環境林においても、相続等の登記が行われず、相続人不明のため、利用間伐や契約終了手続きができない森林が増えています。

こうした問題を防ぐため、昨年、相続登記の義務化等を内容とした不動産登記法が改正されましたので、その内容の一部をご紹介します。

### 相続登記の義務化

- 不動産を取得した相続人は、**その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられます。**なお、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料（違反者への制裁金）が科されます。
- 施行日（法律の効果が発生し始める日）は、令和6年4月1日で、登記の申請は、施行日から3年間の猶予期間があります。



### 住所変更登記の義務化

- 所有権の登記名義人は、**住所の変更日から2年以内にその変更登記の申請をすることが義務付けられます。**なお、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは5万円以下の過料が科されます。
- 施行日は、確定していませんが、令和8年4月までに施行される予定です。

詳しい改正内容を確認したい場合は、法務省ホームページ(<https://www.moj.go.jp>)をご覧ください。お近くの法務局にお問い合わせください。

## ご契約者の皆さまへのお願い

今回、不動産登記法の法律改正についてご紹介しましたが、県民環境林の契約内容を今一度ご確認ください、次のような場合は、お手数でも下記問合せ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

### ① 相続や売買などにより、契約名義が変更となる場合

相続の場合は、相続登記完了後、速やかにご連絡願います。県も内容を確認した上で、契約名義の変更手続きを進めます。

また、売買や譲渡の場合は、新旧土地所有者連名での譲渡申請手続きが必要です。その手続き後に、「分収造林契約の一部変更契約書」を県と新たな土地所有者で締結することになります。

### ② 代表者が変更となる場合

企業や団体等の代表者が変更となりましたら速やかにご連絡願います。県も確認した上で、契約名義の変更を行います。

### ③ 住所や電話番号が変更となった場合

手紙や電話など、ご契約者様に連絡を取るために重要な情報です。変更が生じましたら速やかにご連絡願います。県の登録情報も随時修正します。

なお、契約期間が長期になっておりますので、契約書類等の所在については、ご家族様にもお知らせするなどして、適切に保管いただきますようお願いいたします。

もし、契約書等が見当たらない場合は、下記問合せ先にご連絡ください。



### 《お問合せ先》

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号  
青森県 農林水産部 林政課 森林環境グループ  
電話番号 017-734-9522  
FAX番号 017-734-8145

